

広報いばせき

ロール紙・洗車タオルは組合へ

令和7年度第2号

廃タイヤ・廃バッテリー組合へ

令和8年3月31日発行

《令和7年度補正予算 SSネットワーク維持・強化支援事業（予算約117.7億円）受付開始！》

本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油の供給拠点となるSSのネットワーク維持・強化を目的として、平時におけるSSの経営力強化、SS過疎地の抑制に対する取組みを支援します。揮発油販売業者又は油槽所を運営する事業者等に対し、設備の導入等に要する際の経費の一部を補助する事業です。

申請受付期間：令和8年3月31日（火）～5月13日（水）（組合必着）

※申請はすべて受け、予算超過の場合は①～⑨のうち⑦を除き、補助率按分方式となります。

※1事業者あたり4SSまで、1SSあたり4設備まで申請可能です。（油槽所等も1SSとみなし4SSを含む）⑦・⑧・⑨は別枠の為、4設備には含まない。

※補助率：中小企業2/3、①・③・⑤の設備に限りSS過疎地対象は3/4、非中小企業1/3、自家発電設備のみ10/10

補助対象設備	補助対象項目	補助金上限額 ※中小企業の場合 (1事業者上限額)	申請対象者・申請要件	
① 燃料貯蔵タンク等大型化等 (新增設含む)	ア) 地上タンク及び地下タンク入換工事費 ※燃料貯蔵タンク本体も補助対象対象 イ) 地上配管及び地下配管入換工事費 ※配管単独の入換可	ア) タンク入換 1SS 3,390万円 イ) 配管入換 1SS 2,300万円	①～⑥の設備 (SS等が対象) ・中核SS又は住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・品確法登録SSを運営もしくは所有するBCP策定済の者	
② 燃料貯蔵タンク等の修繕	石油製品を貯蔵する地上タンク、地上配管の塗装・更新及び螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンク維持に必要な修繕工事	1施設あたり 1SS 1,150万円	①、②、④の設備 (油槽所等が対象) ・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・油槽所を所有運営する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者	
○漏えい防止対策 令和9年4月以降に該当年度となるタンクが対象。但し、中小企業の油槽所に限り該当年度に規制を迎えるタンクも対象。	FRP施工工事費	1SS 1,150万円		
	電気防食設備設置工事	1SS 600万円		
	精密油面計設置工事費	1SS 360万円		
	統計学による漏えい監視システム設置工事	1SS 360万円		
③ 水検知計量機 (新規)	水検知計量機 (ガソリン、軽油、灯油)・水検知器 ※新規設置及び既存計量機の更新が対象(中古品可)	1SS 600万円 (1,200万円)	⑦の設備 ・中核SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 (但し当該住民拠点SSにあつては設置後8年以上経過したものに限り) ・SS過疎地等に所在する上記以外のSS (但し該当SSに新たに自家発電設備を設置し住民拠点SSに登録することを条件) ⑧中小企業の揮発油販売業者	
④ 緊急配送用ローリー	緊急配送用ローリー(ガソリン、軽油、灯油(ジェット燃料含む)、A重油)・タンク本体 新車または中古車(平成27年度燃費基準達成車) ※1事業者1台まで ※2月10日までに納車し、実績報告書が出せる事	タンク容量430L未満 200万円 〃容量430L以上10KL未満 500万円 〃容量10KL以上 1,000万円		
	⑤ POSシステム	ア) POSシステム設置工事 本体・周辺機器(外設機・釣銭機・精算機・SSC本体・カードリーダー等)・AI給油許可設備本体・AI周辺機器(SSC本体、監視設備等、記録装置、AI給油許可設備と一体で導入するハンディ端末、その他付属機器類) ※ソフトウェア、部品交換、改造費は対象外		【AI給油許可設置する】 1SS 1,800万円 (3,600万円) 【AI給油許可設置しない】 1SS 1,200万円 (2,400万円) ガソリンSS 360万円 (720万円)
		イ) 車番認証システム ・専用カメラ、専用PC、プリンター、情報出力端末、その他周辺機器、付属機器類(ケーブル等) ・デジタルサイン本体及び設置工事費		1SS 300万円 (600万円) 1SS 300万円 (600万円)
⑥ 灯油タンク等スマートセンサー	スマートセンサー本体及び設置工事費 (中古品も対象)	1事業者 875万円		
⑦ 自家発電設備	自家発電設備 ※1SS1台まで	1SS 330万円		
⑧ 自動車保守・整備関連設備 (実施場所はSS敷地内/敷地外問わず設置可能。SS以外での取組みも対象)	ア) 洗車事業(高機能門型洗車機) 下記のオプションを備えた洗車機である事。 ①泡洗車機能(高圧洗浄機能含む)②タイヤブラシ機能③下部洗浄機能④ガラス系コーティング⑤遠隔管理システム・IOT受付機能⑥純水装置⑦省スペース型(※⑦は新設導入に限る)	1事業者2申請まで 1申請あたり 1,600万円 (3,200万円)	ア) 【新規設置】①～⑦のうち、機能を1つ以上付加。 【追加設置】①～⑥のうち、機能を3つ以上付加。 【更新設置】既に付加されていない①～⑥のうち、3つ以上付加。	
	イ) 自動車整備・検査事業(車検・整備)/14設備 ①コンプレッサー②タイヤチェンジャー③ホイールランサー④オイルチェンジャー(エンジンオイル) ⑤オイルチェンジャー(オートマチックフルード) ⑥ブレーキオイル交換機⑦エアコンガス回収機⑧リフト⑨油圧プレス⑩リール⑪スキャンツール⑫CO/HCTester⑬普通小型認証工具⑭自動車検査用機械器具		イ) 1申請は最大14設備(各1台)まで申請可能。 【新規設置】導入する1つあたりの設備が50万未満であっても、2つ以上の設備を合計した価格が50万以上で補助対象。 【更新設置】既存設備よりも受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件を満たしている②③⑦⑧の4つの設備を対象とし、1つあたりの購入価格が50万以上であるものを補助対象とする。	
	ウ) 板金・塗装事業/11設備 ①フレーム修正機②車両計測器③溶接機④ADAS関係機器⑤塗装ブース(建物は除く)⑥スプレーキャビン⑦赤外線乾燥装置⑧調色用ライト⑨集塵装置⑩スプレーガン⑪スプレーガンクリーナー ※別に掲げる、その他対象となる設備		ウ) 1申請は最大11設備(各1台)まで申請可能。 【新規設置】導入する1つあたりの設備が50万未満であっても、2つ以上の設備を合計した価格が50万以上で補助対象。 【更新設置】既存設備よりも受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件を満たしている②の1つの設備を対象とし、50万以上の設備を対象とする。	
⑨ 燃料貯蔵タンク等の撤去	申請日において現に営業しているSSのタンクに限る	1事業者2SSまで1SS 1,000万円	複数SSを運営する事業者のSS集約化や事業者同士の合併、M&A等によるSSグループ化に伴い廃止するSSタンクの撤去を行う中小企業の揮発油販売業者もしくは中小企業所有者。	

(担当：①・②・③・⑨佐竹、④・⑤・⑥・⑧根本、⑦細谷)

《令和7年度当初予算 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業》

地下タンク等撤去工事(国庫債務負担行為分 予算 約3.2億円)

本事業は、揮発油販売業者等が給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事を行う場合、工事費用の一部を補助する事業です。

※受付期間中であっても予算消化時点で終了となります。

申請受付期間	令和8年3月31日(火)～4月28日(火)(石油組合必着)
実績報告締切日	令和9年2月8日(月)(石油組合必着)
申請資格	○中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業等であって財務状況の厳しい者。 ○申請給油所の品確法に基づく登録失効日が申請の日から3年以内の者。
補助率	補助対象経費の2/3
補助金上限額	666.6万円/給油所

(担当:佐竹)

《令和7年度当初予算 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業》

地下タンク等入換工事(国庫債務負担行為分 予算0.89億円)

災害時における石油製品の安定供給体制の確保を目指すために、既存の地下埋設物の入換工事(二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える)を行う費用の一部を補助する事業です。(配管のみ入換は対象外)なお、受付期間中であっても予算限度に達した場合は次の優先順位で採択となります。

- ①国土強靱化地域計画を策定している地域 ②市町村内SS数に占める中核SS、住民拠点SSの割合が低い地域 ③中核SS ④住民拠点SS
⑤BCP策定済みSS ⑥賃上げを行うことを示す書類を提出した申請

申請受付期間	令和8年3月31日(火)～4月28日(火)(石油組合必着)
実績報告締切日	令和9年2月8日(月)(石油組合必着)
申請者資格	○災害発生時、給油所の損傷、従業員の負傷等により事業が困難な場合を除き、地域住民や被災者等に給油を行い、かつエネ庁に対し「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行う等の一定の役割を果たすことができる者。 ○エネ庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加することができること。 ○直近3年間の財務状況資料及び今後8年間の長期経営計画書を提出し、事業継続可能性等について、審査委員会により認められた者。
申請給油所資格	○申請時において、品質確保法に基づく登録事項の所在地にある給油所。 ○申請給油所等が中核SS、住民拠点SS又はBCP策定済みである事。 ○入換等工事後の地下タンクの石油製品(廃油を除く)の容量は、入換前より増加する事。 ○入換する地下タンクは二重殻タンクで漏洩検知装置付。地下配管は原則FRP配管又は樹脂配管とし、廃油は樹脂製配管又はポリエチレン被覆鋼製配管とする。 ○入換工事に伴い使用しなくなる地下タンク及び配管は、原則すべて撤去する事。 ○地下タンク・地下配管入換等工事、設置工事に伴い消防法に定める書類を提出すること。
補助率	中小企業等(過疎地域①3/4、過疎地域①以外2/3)、非中小企業(全ての地域)1/4
補助金上限額	3,390万円/給油所

(担当:佐竹)

※申請書類を送付の際は、原本とコピーの2部ご用意頂きますようお願い致します。
※上記補助事業の詳細につきましては、全国石油協会のホームページをご覧ください。

《環境保全・構造改善促進利子補給事業(予算約30億円)受付開始!》

申請受付期間:令和8年3月27日(金)～令和8年4月30日(木)(組合必着)

保険の種類	① 経営安定化特別保証	② 経営安定化特別利子補給			
事業内容	暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、運転資金の借りに係わる特別保証制度。	揮発油税等の暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、運転資金の借りに係わる利子の一部を補給する事業。			
		《借入条件》		《利子補給条件》	
資金使途	運転資金	資金使途	運転資金	補給率	借入利率又は3%のいずれか低い率
借入限度	1 給油所運営 2,000万円 2 給油所運営 4,000万円	借入時期	令和7年11月13日から令和8年6月30日までの借入	対象限度額	1SSあたり1,000万円 2SS以降は1SSあたり500万円
保証割合	95%	借入形式	証書貸付	補給期間	5年以内
借入期間	5年以内	償還方法	元金均等返済	補給額	上記補給率に基づいて算出した額
保証料率	年0.2%	借入期間	7年以内	利用回数	期間中1回限り
出捐金	不要	据置期間	2年以内		
利用回数	期間中1回限り	借入上限	なし		

(担当:細谷)

《令和7年度補正予算 当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの経営再建支援事業(予算約37.6億円)受付開始!

1次申請期間:令和8年3月31日(火)～5月27日(水)(組合必着)・2次申請期間:令和8年7月1日(水)～9月28日(月)(組合必着)

※募集期間ごとに申請を取りまとめ、予算の範囲を超える申請があった場合は必要に応じて按分により交付額を決定する。

	補助対象項目	補助率・補助金上限額・申請回数	申請対象者・申請要件
① 安全検査対応	計量法に基づく計量機検定費用、地下タンク及び地下埋設配管漏えい検査費用、移動タンク貯蔵庫(ローリー)の圧力検査費用等、登録分析機関に委託する揮発油分析	・小規模事業者 2/3 1SSあたり66.6万円 ・SS過疎地等所在SS 3/4 1SSあたり75万円	給油所を運営している揮発油販売業者である小規模事業者(※小規模事業者とは「概ね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者」)
② 業務安全対策 ※50万円未満を対象	防爆空調服、スポットクーラー、空気清浄機、エアコン、扇風機、冷蔵庫、暑さ指数計、消火設備、融雪マット、電熱ベスト、温風ヒーター、AED、LED照明、洗濯機、除雪機、情報通信機器、等	補助上限額の範囲内であれば最大3回まで申請可能	

※上記補助事業の詳細につきましては、全石連のホームページをご覧ください。